

平成 29 年度 町民税・県民税の特別徴収事務の手引き

神奈川県と県内すべての市町村から重要なお知らせです

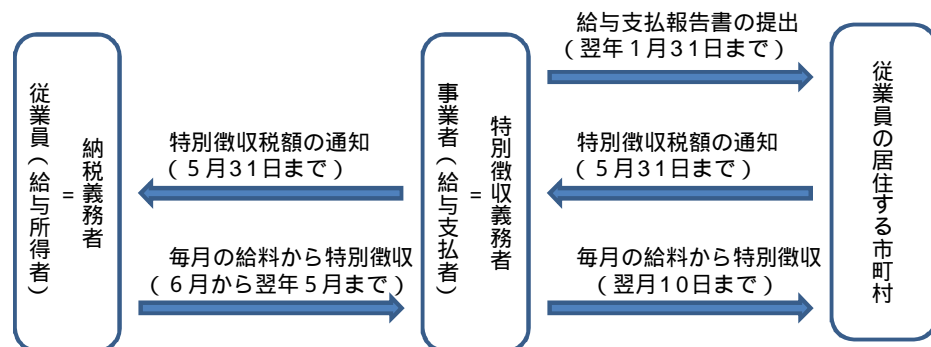
神奈川県内の 33 市町村では、平成 26 年 7 月 29 日に、平成 28 年度までに特別徴収義務者となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行うことを宣言しました。

これにより、原則すべての事業者の皆さんには、従業員の町民税・県民税を特別徴収（給与天引き）していただくことになります。

ご協力をお願いいたします。

1 特別徴収制度とは

所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、地方税法第 321 条の 3 の規定により、従業員の町民税・県民税を毎月の給料から徴収し、従業員の住所地の市町村に納めることが義務付けられています。



2 特別徴収への切替えに係る経過措置

これまで特別徴収が徹底されていなかった実態と、普通徴収から特別徴収への切り替えにかかる事業者の負担に配慮し、当面は、以下の者について普通徴収を一時的に認めるよう措置します。

(1) 当面普通徴収を認める給与受給者（給与の支払を受ける従業員）

他から支給されている給与から町民税・県民税が特別徴収されている給与受給者

- 給与支払者が複数ある場合で、一の特別徴収義務者から特別徴収される給与支払報告書のほかに給与支払報告書があるときは、当該給与支払報告書に係る税額については、普通徴収とすることができます。

毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない給与受給者

- 給与支払報告書提出時点において、給与の支給が少額（前年の給与所得が町民税・県民税の均等割非課税限度額以下のほか、派遣労働者等におけるインターバル期間、日給月給、休職等による支給額の減少など）であり、特別徴収税額を給与から引き去ることができない月がある見込みの給与受給者
- 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となる見込みがある場合は、特別徴収義務者から異動届を提出の上で普通徴収を認めます。

給与が毎月支給されていない給与受給者

- 当該年度において、給与が支給されない月が生じる（派遣労働者等のインターバル期間、事業閉鎖）ことが見込まれる給与受給者
- 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合は、特別徴収義務者から異動届を提出の上で普通徴収を認めます。

個人事業主の事業専従者となっている給与受給者

- 個人事業主の従業員のうち、事業専従者に該当する者については、毎月給与が支払われているかの確認が困難であることから、普通徴収を認めます。
- 個人事業主から給与支給を受ける事業専従者以外の従業員は、他の普通徴収を認める事由に該当しない限り、特別徴収とします。

5月31日までの退職等により当該年度の6月以降の特別徴収税額を徴収できないと見込まれる給与受給者

- 給与支払報告書の提出（期限後に提出されたものを含む）時点において、退職や休職などが決まっている場合で特別徴収を行うことができないことが明白であるときは普通徴収を認めます。

(2) 当面特別徴収しないことを認める給与支払者（給与の支払をする事業者）

(1)に該当する給与受給者を除いた総給与受給者が2名以下の事業者

- 事業者については法人、個人を問いません。
- 総給与受給者とは、当該事業者が給与を支払う他市町村の居住者を含むすべての従業員をいいます。

特別徴収実施のために電算システムの導入又は改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情がある事業者

- 主に電算システムの改修を想定するもので、その他の困難事由の認定については個別に判断します。

3 納期と納入方法

葉山町が送付する「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定又は変更通知書」に記載された月割額を、徴収した月の翌月10日までに納入してください。10日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となります。

- 当町作成の納入書を使用する場合は、払込指定金融機関（納入書裏面に記載）より納入してください。
- 当町作成の納入書を使用しない場合は、納入書の送付を省略しますので、給与支払報告書（総括表）、特別徴収への変更依頼書、給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出する際に、その旨をお知らせください。
- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、葉山町が発行する「指定通知書」が必要になりますので、お問い合わせください。

4 未徴収税額の一括徴収

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合は、地方税法第321条の5第2項の規定により、納税義務者の申し出がなくても、未徴収の税額を給与や退職手当等から一括徴収することが義務付けられています。

なお、6月1日から12月31日までに退職等をした場合は、納税義務者の申出または了解を得て、一括徴収していただくこともできます。

5 納期の特例

給与所得者が常時 10 人未満である特別徴収義務者の場合には、町長に「町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けることで、納期の特例を受けることができます。

申請書は、葉山町ホームページからダウンロードしていただくか、当町税務課にありますので、お問い合わせください。

この特例が適用されると、月割額を毎月納入するのではなく、6月～11月の徴収分をまとめて11月の納期限に、12月～翌年5月の徴収分をまとめて翌年5月分の納期限に、年2回で納入できます。

6 異動届出書の提出について

給与所得者が退職・休職等により特別徴収できなくなった場合は、その事由が発生した月の属する日の翌月 10 日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を葉山町に提出してください。

また、転勤等により新勤務先で引き続き特別徴収を継続する場合は、旧勤務先・新勤務先でそれぞれ記入する欄がありますので、異動届出書の左欄外の注意書きをご覧ください。

なお、個人番号については、新勤務先にて記入してください。

回付・提出は、旧勤務先 新勤務先 葉山町税務課の順です。

7 税額の変更

特別徴収税額に変更があった場合は、変更後の「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定又は変更通知書」を送付します。通知された変更月から徴収金額を変更してください。

なお、納入書については、当初お送りした納入書の金額を訂正して使用してください。

8 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する町民税・県民税については、所得税の場合と同じく、他の所得と分離して支払者が自ら計算し、退職金の支払いの際に特別徴収することになっています。

(1) 退職所得の金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000 円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

勤続年数が 20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)
勤続年数が 20 年超	70 万円 × (勤続年数 - 20 年) + 800 万円

* 障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記の金額に 100 万円を加えた金額が控除額になります。

(3) 税額の計算

退職所得の金額	×	町民税 6%	=	町民税額
	×	県民税 4%	=	県民税額

100円未満切捨て

* 役員等（役員等としての勤続年数 5 年以下の者に限る）については、退職手当等に係る 1/2 の措置は適用されません。

* 平成 25 年 1 月 1 日以後の退職所得については、10% 税額控除が適用されません。

* 分離課税される退職所得については、神奈川県県民税超過課税（税率 0.025%）は適用されません。

(4) 納入方法

「町民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入し、それを葉山町に徴収した月の翌月 10 日までに提出するとともに、申告した額を同日までに納入してください。

「納入書」により納付する場合は、「退職」の欄に納入額を記入し、裏面の「町民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

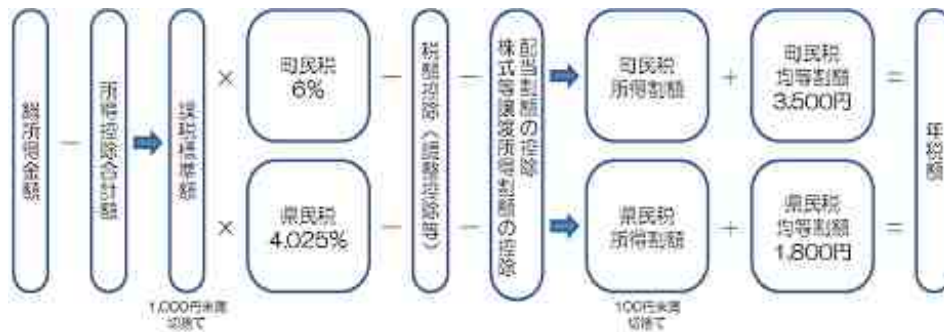
9 特別徴収への切替え

就職、その他の事由により、年度途中で特別徴収に切り替える場合は、本書に綴られている「特別徴収への変更依頼書」を提出してください。

10 特別徴収義務者の所在地・名称変更

特別徴収義務者の所在地や名称が変更になった場合は、本書に綴られている「特別徴収義務者所在地・名称変更届書」を提出してください。代表者の変更のみの場合は、提出の必要はありません。

11 町民税・県民税の計算方法



平成 26 年～35 年度まで、震災復興にかかる臨時的措置として、町民税均等割、県民税均等割に各 500 円（合計 1,000 円）が加算されます。

神奈川県では、水源環境保全・再生のため、県民税均等割に 300 円、県民税所得割に 0.025%を上乗せしています。

分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。

12 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	控除の条件と控除額
雑損控除	本人や平成 28 年分の総所得金額等が 38 万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする方が、災害・盗難・横領によって、住宅や家財に損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額 損害額 - 保険などで補てんされる金額 - 総所得金額等の 10% 災害関連支出の金額 - 5 万円
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、本人が医療費を支払った場合、次の金額 $\left(\begin{array}{c} \text{医療費} \\ \text{支払額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{保険金など} \\ \text{で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 10 \text{万円} \\ 1 \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{医療費} \\ \text{控除額} \end{array} \right)$ (最高 200 万円) 1 所得の合計額が 200 万円までの人は所得の合計額の 5%
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料などを本人が支払った場合、その合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金(旧第 2 種共済掛金を除く。)心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金を支払った場合、その金額
生命保険料控除	本人や本人の配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料を本人が支払った場合、限度額 70,000 円 * 6 ページ「表 1 生命保険料控除額の計算表」で控除額を計算してください。
地震保険料控除	住宅や家財などの損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が 10 年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を本人が支払った場合、限度額 25,000 円 * 6 ページ「表 2 地震保険料控除額の計算表」で控除額を計算してください。

所得控除の種類		控除の条件と控除額	
寡婦 (寡夫) 控除	寡婦	夫と死別、離婚した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や平成 28 年中の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子のある人 夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、平成 28 年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	控除額 26 万円
	特別寡婦	寡婦のうち扶養親族である子があり、かつ、平成 28 年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	30 万円
	寡夫	妻と死別、離婚した後再婚していない人や妻が生死不明などの人で、平成 28 年中の合計所得金額が 500 万円以下であり、かつ、総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子のある人	26 万円
勤労学生控除		大学・高校などの学生または生徒で、合計所得金額が 65 万円以下の人（ただし、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下）	26 万円
障害者控除	本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合		
	普通障害者	身体障害者手帳に身体上に障害があると記載されている人、精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、福祉事務所から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人等	26 万円
	特別障害者	障害者のうち、身体障害者手帳で 1・2 級、療育手帳で A 判定、精神障害者保健福祉手帳で 1 級の人等	30 万円
	同居特別障害者	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、本人や本人の配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している人	53 万円
配偶者控除		本人と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者を除く）で、平成 28 年中の合計所得金額が 38 万円以下の人	33 万円
		これに該当する配偶者のうち、年齢が 70 歳以上の人 （昭和 22 年 1 月 1 日以前に生まれた人）	38 万円

所得控除の種類		控除の条件と控除額	
配偶者特別控除		本人の平成 28 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、本人と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の平成 28 年中の合計所得金額が 38 万円を超え 76 万円未満の人 * 6 ページ「表 3 配偶者特別控除額の計算表」で控除額を計算してください。 * 配偶者が本人を対象としてこの控除を受ける場合、本人は、この控除の適用は受けられません。	
扶養控除	本人と生計を一にする配偶者以外の親族（6 親等内の血族 3 親等内の姻族。他の者の扶養親族・事業専従者を除く。）で、平成 28 年中の合計所得金額が 38 万円以下の人		控除額
	一般扶養	16 歳以上の人（平成 13 年 1 月 1 日以前生まれ）ただし、特定扶養を除く	33 万円
	特定扶養	19 歳以上 23 歳未満の人 （平成 6 年 1 月 2 日生まれから平成 10 年 1 月 1 日生まれ）	45 万円
	老人扶養	70 歳以上の人（昭和 22 年 1 月 1 日以前生まれ）	38 万円
		老人扶養のうち、本人や本人の配偶者の直系尊属で、本人や本人の配偶者いずれかと同居している人	45 万円
年少扶養	16 歳未満の人（平成 13 年 1 月 2 日以降生まれ） * 控除対象外ですが、課税・非課税の判定などに使用します。		
基礎控除		すべての人に適用される控除です。	33 万円

* 人的控除の判定は、平成 28 年 12 月 31 日の現況によります。ただし、その者が年の途中で死亡した場合は、死亡したときの現況によります。

* 日本国外に居住する親族を扶養している場合には、送金関係書類等の添付又は提示が必要となりました。

「生計を一にする」とは

日常生活の資を共にすることをいいます。勤務の都合や修学、療養などのために親族と別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常に送金しているときや、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

表 1 生命保険料控除額の計算表

生命保険料控除	旧契約	平成 23 年 12 月 31 日以前の加入契約のみの場合	
		支払金額	控除額
		15,000 円以下	支払金額全額
		15,001 円 ~ 40,000 円	支払金額の 1/2 + 7,500 円
		40,001 円 ~ 70,000 円	支払金額の 1/4 + 17,500 円
		70,001 円以上	一律 35,000 円
	新契約	平成 24 年 1 月 1 日以後の加入契約のみの場合	
		支払金額	控除額
		12,000 円以下	支払金額全額
		12,001 円 ~ 32,000 円	支払金額の 1/2 + 6,000 円
		32,001 円 ~ 56,000 円	支払金額の 1/4 + 14,000 円
		56,001 円以上	一律 28,000 円
	摘要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 限度額 70,000 円(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引きます。) ➤ 一般分、個人年金分、介護医療分(旧制度に適用契約なし)があるときは、各々計算して合算します。 ➤ 旧制度適用契約と新制度適用契約の双方があるときは、控除区分(一般分、個人年金分、介護医療分)ごとに控除額を計算し、いずれか高い方の控除額を適用します。このとき、控除額が 28,000 円に満たない場合は、28,000 円を限度として、その合計額が控除額となります。 	

表 2 地震保険料控除額の計算表

地震保険料控除	地震	支払金額	控除額
		50,000 円以下	支払金額の 1/2
	50,001 円以上	一律 25,000 円	
	旧長期	5,000 円以下	支払金額全額
		5,001 円 ~ 15,000 円	支払金額の 1/2 + 2,500 円
		15,001 円以上	一律 10,000 円
	摘要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 限度額 25,000 円 ➤ 地震保険、旧長期契約の両方があるときは、各々計算して合算します。 ➤ 一つの契約が両方に該当しているときは、いずれか高い方の控除額を適用します。 	

表 3 配偶者特別控除額の計算表

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001 円 ~ 399,999 円	33 万円
400,000 円 ~ 449,999 円	33 万円
450,000 円 ~ 499,999 円	31 万円
500,000 円 ~ 549,999 円	26 万円
550,000 円 ~ 599,999 円	21 万円
600,000 円 ~ 649,999 円	16 万円
650,000 円 ~ 699,999 円	11 万円
700,000 円 ~ 749,999 円	6 万円
750,000 円 ~ 759,999 円	3 万円
760,000 円以上	0 万円

13 税額控除

(1) 調整控除

調整控除とは、税源移譲(所得税率の引下げ・町民税・県民税率の引上げ)に伴い生じる町民税・県民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除です。以下の区分に応じて計算した額が、町民税・県民税の所得割から控除されます。

町民税・県民税の合計課税所得金額	計算方法
200 万円以下の人	次のいずれか少ない金額の 5% (町民税 3%・県民税 2%) に相当する金額 表 4 により算出した人的控除の差の合計額(以下「人的控除の差額」という) 町民税・県民税の合計課税所得金額
200 万円超の人	人的控除の差額 - (合計課税所得金額 - 200 万円) の 5% (町民税 3%・県民税 2%) * 算出された額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円 (町民税 1,500 円・県民税 1,000 円)

表 4

控除の種類		金額	控除の種類		金額	
基礎控除		5万円	配偶者 控除	一般	5万円	
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円	
	特別	10万円	配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額	38万円超40万円未満	5万円
	同居特別	22万円			40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円	
	特別	5万円		特定	18万円	
寡夫控除		1万円		老人	10万円	
勤労学生控除		1万円		同居老親等	13万円	

(2) 配当控除

株式配当などの配当所得があるときは、その額に表5の率を乗じた額が町民税・県民税の所得割額から控除されます。

表 5

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

* 配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

* 分離課税を選択した上場株式等に係る配当には、配当控除の適用がありません。

(3) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、配当を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が町民税・県民税の所得割額から、表6の割合で控除されます。

表 6

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	3/5	2/5

(4) 寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附がある場合は、表7により算出した額が町民税・県民税の所得割額から控除されます。寄附金税額控除額は、総所得金額等の30%が上限となります。

都道府県・市町村・特別区・地震等の災害義援金として、日本赤十字社や中央共同募金会などに対する寄附
神奈川県共同募金会・日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附
神奈川県又は葉山町が条例で指定した団体に対する寄附

表 7

区分	計算方法
の寄附 アとイの 合計額	ア(寄附金の合計額 - 2,000円) × (町民税6%・県民税4%) イ(寄附金の合計額 - 2,000円) × (90% - 寄附者の所得税の 限界税率 × 1.021) × (町民税3/5・県民税2/5) * イの額は、町民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20% が限度になります。
の 寄附	ア(寄附金の合計額 - 2,000円) × (町民税6%・県民税4%)

* ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、控除額が変わります。

(5) 住宅借入金等特別税額控除

町民税・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税から控除しきれない場合に、表8の範囲で控除(町民税3/5・県民税2/5)を受けることができます。

表 8

居住開始年月日	控除限度額
平成11年1月1日～ 平成18年12月31日	次の または のいずれか少ない金額 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった金額
平成21年1月1日～ 平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)
平成26年4月1日～ 平成33年12月31日	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)

* 所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)の控除限度額は、住宅取得に係る消費税等の税率が8%または10%の場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は、平成26年3月31日まで(上段の)と同じです。

14 町民税・県民税が課税されない人

区分	条件
均等割と所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者、未成年者、寡婦、寡夫の人で、昨年の合計所得金額が125万円以下の人 ➤ 生活保護法による生活扶助を受けている人
均等割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 昨年の合計所得金額が、次の計算により求めた金額以下の人 扶養親族がある場合 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 21万円$ 扶養親族がない場合 35万円
所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 昨年の総所得金額等が、次の計算により求めた金額以下の人 扶養親族がある場合 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 32万円$ 扶養親族がない場合 35万円 ➤ 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人

* 町民税・県民税が課税されない人が退職・休職等した場合も、異動届出書(3ページ「6 異動届出書の提出について」参照)の提出が必要です。ただし、この場合は、税額そのものに変更がないため「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」は送付されません。

平成29年度 町民税・県民税の主な改正内容

給与所得の計算方法

給与収入に対する給与所得の計算方法が改正されました。

平成28年度まで		平成29年度	
収入	所得	収入	所得
10,000,000 ~	収入 × 0.95	10,000,000 ~	収入 × 0.95
14,999,999	-1,700,000	11,999,999	-1,700,000
15,000,000 以上	収入 - 2,450,000	12,000,000 以上	収入 - 2,300,000

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

平成27年度税制改正で、日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける人は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示しなければならない」とこととされました。

親族関係書類 親族が日本人の場合：戸籍の附票の写し等
親族が外国人の場合：外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類
また、その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所の記載があるものに限りです。

送金関係書類 該当国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするものをいいます。

損益通算・繰越控除・分離課税制度

従来可能であった「上場株式等」と「一般株式等(未上場株式等)」の間での損益通算ができなくなりました。

詳細については国税庁ホームページにてご確認をお願いします。

【お問い合わせ】 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2-1-3-5番地
葉山町総務部税務課町民税係
電話 046(876)1111 内線251~253
URL <http://www.town.hayama.lg.jp>

地方税法等の改正により、本書記載内容の一部が変更される場合があります。